## ○富士見市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年9月29日 告示第223号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定 に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具(以下「日常生活用具」という。) の給付又は貸与(以下「給付等」という。)を行う事業(以下「日常生活用具給付 等事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示103・平27告示95・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法に おいて使用する用語の例による。

(平27告示95・令5告示278・一部改正)

(実施方法)

- 第3条 日常生活用具給付等事業において行うサービスは、次のとおりとする。
  - (1) 日常生活用具の購入に要した費用の全部又は一部を支給すること。
  - (2) 日常生活用具を貸与すること。

(給付等の対象とする日常生活用具)

- 第4条 給付の対象とする日常生活用具は、別表の用具名の欄に掲げるとおりとする。
- 2 貸与の対象とする日常生活用具は、福祉電話及びファクシミリ装置とする。

(給付等の対象者)

- 第5条 日常生活用具の給付を受けることのできる者は、別表の対象者の欄に掲げる者のうち、本市に居住地を有する障害者等(法第19条第3項の規定により本市以外の市町村が支給決定をしている者を除く。)又は同項の規定により本市が支給決定をした本市以外に居住地を有する障害者であって、日常生活用具の給付が必要であると市長が認めるものとする。
- 2 日常生活用具の貸与を受けることのできる者は、前項に定める対象者に該当する 者であって、市町村民税非課税世帯に属するものとする。

(令5告示278·一部改正)

(給付の額)

第6条 第3条第1号の規定に基づき支給する額は、別表の基準額の欄に掲げる額を限度として、日常生活用具の購入に要した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、当該基準額の100分の10に相当する額が日常生活用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)の家計に与える影響その他の事情をしん酌して別に定める額を超えるときは、100分の100に相当する額以下の範囲内において別に定める額とする。

(平27告示95·一部改正)

(給付等の申請等)

- 第7条 日常生活用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者は、日常生活用具給付等申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合においては、当該申請の内容を証する書類を添付しなければならない。 ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、日常生活用具の給付等の要否を決定し、日常生活用具給付等決定・却下通知書(様式第2号)を当該日常生活用具給付等申請書の提出をした者に通知するものとする。この場合において、給付決定者については、日常生活用具給付券(様式第3号)を交付するものとする。
- 4 日常生活用具給付券の交付を受けた者は、給付の決定を受けた日常生活用具の購入をするときは、当該給付券を当該給付の決定に係る用具業者(以下「給付決定用具業者」という。)に提出しなければならない。

(平27告示95·令5告示278·一部改正)

(給付の特例)

- 第8条 市は、給付決定者の申出等に基づき、当該給付決定者に給付すべき額の限度 において、当該給付決定者に代わり、給付決定用具業者に支払うことができる。
- 2 前項の規定により支払をしたときは、給付決定者に対し、日常生活用具の給付があったものとみなす。

(平27告示95·一部改正)

(同一の用途の日常生活用具の給付)

第9条 市は、給付決定者に対し、既に支給した日常生活用具と同一の用途の日常生活用具(別表の耐用年数の欄に掲げる期間の経過後に申請する場合その他市長がやむを得ない事由があると認める場合のものを除く。)を給付しないものとする。

(平27告示95·一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具給付等事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平27告示95·一部改正)

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。
  - (富士見市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - (1) 富士見市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成13年告示 第7号)
  - (2) 富士見市重度身体障害者住宅改修費等給付事業実施要綱(平成13年告示第8号)
  - (3) 富士見市重度障害児·者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成13年告示第9号)
  - (4) 富士見市重度障害児・者住宅改修費等給付事業実施要綱(平成13年告示第 10号)

附 則(平成25年3月29日告示第103号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第95号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第161号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第119号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市公共下水道区域外流 入事務取扱要綱、第2条の規定による改正前の富士見市家庭保育室事業実施要綱、 第3条の規定による改正前の富士見市小規模住戸形式集合住宅に関する指導要綱、 第4条の規定による改正前の富士見市ホームヘルプサービス事業運営要綱、第5条 の規定による改正前の私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱、第6条の規定に よる改正前の富士見市重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱、第7条の 規定による改正前の富士見市埋蔵文化財緊急発掘調査指導要綱、第8条の規定によ る改正前の富士見市障害児・者生活サポート事業実施要綱、第9条の規定による改 正前の富士見市就学援助費支給要綱、第10条の規定による改正前の富士見市日常 生活用具給付等事業実施要綱、第11条の規定による改正前の富士見市小児慢性特 定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第12条の規定による改正前の富士見市 家庭保育室保護者負担軽減費支給要綱、第13条の規定による改正前の富士見市一 時預かり事業実施要綱、第14条の規定による改正前の富士見市訪問入浴サービス 事業実施要綱、第15条の規定による改正前の富士見市の契約に係る入札参加停止 等の措置要綱、第16条の規定による改正前の富士見市福祉用具購入費及び住宅改 修費受領委任払実施要綱、第17条の規定による改正前の富士見市建設工事共同企 業体取扱要綱、第18条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会活動 支援補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の富士見市国民健康保険税減免 取扱要綱、第20条の規定による改正前の富士見市病児・病後児保育事業実施要綱、 第21条の規定による改正前の富士見市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第 22条の規定による改正前の富士見市骨髄移植ドナー助成事業補助金交付要綱、第 23条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会事業助成金交付要綱、 第24条の規定による改正前の富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶 予に関する取扱要綱、第25条の規定による改正前の富士見市立保育所時間外保育 事業実施要綱、第26条の規定による改正前の富士見市防災連絡会活動支援事業補

助金交付要綱、第27条の規定による改正前の富士見市小規模保育改修費等支援事

業補助金交付要綱、第28条の規定による改正前の富士見市特別支援教育就学奨励 費支給要綱、第29条の規定による改正前の富士見市定期巡回・随時対応サービス 開始準備支援事業補助金交付要綱、第30条の規定による改正前の富士見市地域密 着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱、第31条の規定による改正前の 富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱、第32条の規定による改正前の富士見 市環境施策推進市民会議補助金交付要綱、第33条の規定による改正前の社会福祉 法人富士見市社会福祉協議会補助金交付要綱、第34条の規定による改正前の富士 見市養育支援訪問事業実施要綱、第35条の規定による改正前の川越地区保護司会 富士見支部補助金交付要綱、第36条の規定による改正前富士見市民生委員児童委 員協議会連合会補助金交付要綱、第37条の規定による改正前の富士見市町会長連 合会補助金交付要綱、第38条の規定による改正前の富士見市コミュニティ協議会 補助金交付要綱、第39条の規定による改正前の富士見ふるさと祭り開催事業補助 金交付要綱、第40条の規定による改正前の富士見市地域活性化研究会補助金交付 要綱、第41条の規定による改正前の富士見市交通安全啓発推進事業補助金交付要 綱、第42条の規定による改正前の富士見市内循環バス運行事業補助金交付要綱、 第43条の規定による改正前の富士見市ノンステップバス導入促進事業補助金交付 要綱、第44条の規定による改正前の富士見市既存住宅耐震診断補助金交付要綱、 第45条の規定による改正前の富士見市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱、第 46条の規定による改正前の富士見市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱、第47 条の規定による改正前の富士見市食生活改善推進員協議会補助金交付要綱、第48 条の規定による改正前の富士見市高等職業訓練促進給付金等支給要綱、第49条の 規定による改正前の富士見市地産地消推進事業補助金交付要綱、第50条の規定に よる改正前の富士見市農業振興事業補助金交付要綱、第51条の規定による改正前 のふじみ産業元気づくり事業補助金交付要綱、第52条の規定による改正前の富士 見市商店街空き店舗出店支援事業補助金交付要綱、第53条の規定による改正前の 富士見市経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱、第54条の規定による改正 前の富士見市農業用揚水施設電気料金補助金交付要綱、第55条の規定による改正 前の富士見市農業用小用排水路工事等補助金交付要綱、第56条の規定による改正 前の富士見市住宅改修工事補助金交付要綱、第57条の規定による改正前の富士見

市商工会事業補助金交付要綱、第58条の規定による改正前の富士見市国際交流事 業補助金交付要綱、第59条の規定による改正前の婦人会活動補助金交付要綱、第 60条の規定による改正前の富士見市母子保健推進員連絡協議会補助金交付要綱、 第61条の規定による改正前の富士見市歯科医師会補助金交付要綱、第62条の規 定による改正前の富士見医師会補助金交付要綱、第63条の規定による改正前の一 般社団法人東入間医師会補助金交付要綱、第64条の規定による改正前の富士見市 移動支援事業補助金交付要綱、第65条の規定による改正前の富士見市日中一時支 援事業補助金交付要綱、第66条の規定による改正前の社会福祉法人入間東部福祉 会補助金交付要綱、第67条の規定による改正前の社会福祉法人ゆいの里福祉会補 助金交付要綱、第68条の規定による改正前の富士見市障害児・者生活サポート事 業補助金交付要綱、第69条の規定による改正前の富士見市地域活動支援センター 機能強化事業補助金交付要綱、第70条の規定による改正前の富士見市障害者等福 祉団体補助金交付要綱、第71条の規定による改正前の富士見市精神障害者支援事 業補助金交付要綱、第72条の規定による改正前の水子貝塚星空シアター開催事業 補助金交付要綱、第73条の規定による改正前の難波田城公園活用推進協議会補助 金交付要綱、第74条の規定による改正前の富士見市委託外予防接種補助金交付要 綱、第75条の規定による改正前の富士見市統計調査員候補者登録制度要綱、第7 6条の規定による改正前の富士見市子どもフェスティバル開催事業補助金交付要綱、 第77条の規定による改正前の富士見市訪問入浴サービス事業補助金交付要綱、第 78条の規定による改正前の富士見市子ども会育成会等補助金交付要綱、第79条 の規定による改正前の富士見市青少年育成市民会議補助金交付要綱、第80条の規 定による改正前の富士見市青少年育成推進員の会補助金交付要綱、第81条の規定 による改正前の富士見市青少年相談員協議会補助金交付要綱、第82条の規定によ る改正前の富士見市国民健康保険組合補助金交付要綱、第83条の規定による改正 前のふじみ福祉フォーラム21開催事業補助金交付要綱、第84条の規定による改 正前の富士見市子どもスポーツ大学ふじみ開催事業補助金交付要綱、第85条の規 定による改正前の富士見市民健康増進スポーツ大会開催事業補助金交付要綱、第8 6条の規定による改正前の富士見市スポーツフェスティバル開催事業補助金交付要 綱、第87条の規定による改正前の富士見市スポーツ協会補助金交付要綱、第88

条の規定による改正前の富士見市地区体育祭開催事業補助金交付要綱、第89条の 規定による改正前の富士見市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱、第90 条の規定による改正前のふじみヘルシーウォーク大会開催事業補助金交付要綱、第 91条の規定による改正前の富士見市文化財保存事業補助金交付要綱、第92条の 規定による改正前の富士見市立学校開校記念事業補助金交付要綱、第93条の規定 による改正前の富士見市教育研究会等補助金交付要綱、第94条の規定による改正 前の富士見市小・中学校体育連盟補助金交付要綱、第95条の規定による改正前の 富士見市老人クラブ等補助金交付要綱、第96条の規定による改正前の富士見市市 民人材バンク推進員の会補助金交付要綱、第97条の規定による改正前の富士見市 地域連携学習支援事業補助金交付要綱、第98条の規定による改正前の富士見市子 ども大学ふじみ開催事業補助金交付要綱、第99条の規定による改正前の富士見市 人権教育推進事業補助金交付要綱、第100条の規定による改正前の富士見市民大 学開設事業補助金交付要綱、第101条の規定による改正前の富士見市民文化祭開 催事業補助金交付要綱、第102条の規定による改正前の公益社団法人入間東部シ ルバー人材センター補助金交付要綱、第103条の規定による改正前の富士見市共 同生活援助事業補助金交付要綱、第104条の規定による改正前の富士見市外国人 未払医療費対策事業補助金交付要綱、第105条の規定による改正前の富士見市商 店街活性化推進事業補助金交付要綱、第106条の規定による改正前の富士見市委 託外医療機関妊婦健康診査補助金交付要綱、第107条の規定による改正前の富士 見市身体障害者手帳診断書料補助金交付要綱、第108条の規定による改正前の富 士見市精神障害者保健福祉手帳診断書料補助金交付要綱、第109条の規定による 改正前の富士見市生活保護世帯水洗便所改造補助金交付要綱、第110条の規定に よる改正前の富士見市民間保育所等運営改善事業補助金交付要綱、第111条の規 定による改正前の富士見市民間保育所等施設補修事業補助金交付要綱、第112条 の規定による改正前の富士見市民間保育所振興事業補助金交付要綱、第113条の 規定による改正前の富士見市休日保育事業補助金交付要綱、第114条の規定によ る改正前の富士見市障害者自動車運転免許取得補助金交付要綱、第115条の規定 による改正前の富士見市障害者自動車改造事業補助金交付要綱、第116条の規定 による改正前の富士見市重度身体障害児・者居宅改善整備事業補助金交付要綱、第

117条の規定による改正前の富士見市地域敬老事業補助金交付要綱、第118条 の規定による改正前の富士見市健康まつり開催事業補助金交付要綱、第119条の 規定による改正前の富士見市保育支援事業補助金交付要綱、第120条の規定によ る改正前の富士見市地域子育で支援拠点事業補助金交付要綱、第121条の規定に よる改正前の富士見市民間保育所等緊急整備事業補助金交付要綱、第122条の規 定による改正前の富士見市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱、第12 3条の規定による改正前の富士見市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱、 第124条の規定による改正前の富士見市民間保育所等延長保育事業補助金交付要 綱、第125条の規定による改正前の富士見市病児・病後児保育事業補助金交付要 綱、第126条の規定による改正前の富士見市中小企業退職金共済契約等掛金補助 金交付要綱、第127条の規定による改正前の富士見市労働団体福祉活動事業補助 金交付要綱、第128条の規定による改正前の富士見市商店街等環境整備事業補助 金交付要綱、第129条の規定による改正前の富士見市商店街街路灯使用電気料金 補助金交付要綱、第130条の規定による改正前の富士見市地域介護・福祉空間整 備推進補助金交付要綱、第131条の規定による改正前の生産緑地法第10条第2 項に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定に係る手続に関 する要綱、第132条の規定による改正前の富士見市不妊検査・不育症検査補助金 交付要綱、第133条の規定による改正前の富士見市不妊治療補助金交付要綱、第 134条の規定による改正前の富士見市レスパイトケア促進事業補助金交付要綱、 第135条の規定による改正前の富士見市舞台芸術鑑賞会開催事業補助金交付要綱、 第136条の規定による改正前の富士見市民間保育所災害復旧事業補助金交付要綱、 第137条の規定による改正前の富士見市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助 金交付要綱、第138条の規定による改正前の富士見市保育補助者雇上強化事業補 助金交付要綱、第139条の規定による改正前の富士見市開発行為等指導要綱、第 140条の規定による改正前の富士見市新春縄文マラソン開催事業補助金交付要綱、 第141条の規定による改正前の富士見市ひとり親家庭等子育て支援助成金支給要 綱、第142条の規定による改正前の富士見市野菜価格安定事業補助金交付要綱、 第143条の規定による改正前の富士見市認定農業者等チャレンジ支援事業補助金 交付要綱、第144条の規定による改正前の富士見市乳がん検診補助金交付要綱、

第145条の規定による改正前の富士見市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱、第 146条の規定による改正前の富士見市私道寄附採納要綱、第147条の規定によ る改正前の富士見市私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業実施要綱、第148条 の規定による改正前の富士見市私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業補助金交付 要綱、第149条の規定による改正前の富士見市次世代自動車購入促進補助金交付 要綱、第150条の規定による改正前の富士見市空家除却補助金交付要綱、第15 1条の規定による改正前の富士見市空家利活用補助金交付要綱、第152条の規定 による改正前の富士見市空家バンク事業実施要綱、第153条の規定による改正前 の富士見市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱、第154条の規定による改正前 の富士見市訪問型在宅レスパイトケア事業補助金交付要綱、第155条の規定によ る改正前の富士見市雨水貯留施設設置補助金交付要綱、第156条の規定による改 正前の富士見市地域猫活動推進事業補助金交付要綱、第157条の規定による改正 前の富士見市デマンドタクシー運行事業補助金交付要綱、第158条の規定による 改正前の富士見市認可外保育施設指導監督実施要綱、第159条の規定による改正 前の富士見市新制度未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業補助金交 付要綱、第160条の規定による改正前の富士見市私立幼稚園預かり保育事業補助 金交付要綱、第161条の規定による改正前の富士見市コミュニティ活性化事業補 助金交付要綱、第162条の規定による改正前の富士見市産後サービス事業実施要 綱、第163条の規定による改正前の富士見市特別の理由による任意予防接種補助 金交付要綱、第164条の規定による改正前の富士見市振り込め詐欺等対策機器購 入費補助金交付要綱、第165条の規定による改正前の富士見市英語検定試験検定 料補助金交付要綱、第166条の規定による改正前の富士見市成年後見人等に係る 報酬助成要綱、第167条の規定による改正前の富士見市隣地統合促進補助金交付 要綱、第168条の規定による改正前の富士見市セーフティ小口融資保証料補助金 交付要綱、第169条の規定による改正前の富士見市セーフティ小口融資利子補給 金交付要綱、第170条の規定による改正前の日登美杯少年少女レスリング大会開 催事業補助金交付要綱、第171条の規定による改正前の農バルプロジェクト事業 企画委員会補助金交付要綱、第172条の規定による改正前の富士見市内共通商品 券発行事業等補助金交付要綱、第173条の規定による改正前の富士見市立学校文 化芸術振興事業補助金交付要綱、第174条の規定による改正前の富士見市禁煙外 来治療費補助金交付要綱及び第175条の規定による改正前の富士見市土地改良施 設維持管理適正化事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存する ものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和5年6月23日告示第278号)

この告示は、令和5年6月30日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第4条、第5条、第6条、第9条関係)

(令5告示278・全改)

	(カリロ小と10・土		Office about	ZIII 6	I I No boke
用具名	対象者	基:	準額	耐用年	性能等
				数	
特殊寝台	下肢又は体幹に係る	154,	000円	8年	頭部及び脚部の傾斜角度
	障害程度が1級又は				を個別に調整できる機能
	2級の障害者等(原				を有するもの(訓練用べ
	則として学齢児以上				ッドを含む。)
	の者とする。)				
特殊マッ	下肢又は体幹に係る	19,	600円	5年	ೄ たいまくそう 標準 たいまで かっぱい できくそう できる できる できる できまる できまる できまる できまる できまる しょうしょ しゅうしゅう はいしゅう しゅうしゅう しゅう
٢	障害程度が1級で常				を防止できる機能を有す
	時介護を要する障害				るもの
	者等(原則として3				
	歳以上の者とする。)				
特殊尿器	下肢又は体幹に係る	67,	000円	5年	尿が自動的に吸引される
	障害程度が1級の者				もので、障害者等又は介
	で常時介護を要する				護者が容易に使用できる
	障害者等(原則とし				もの
	て学齢児以上の者と				
	する。)				
入浴担架	下肢又は体幹に係る	82,	400円	5年	障害者等を担架に乗せた
	障害程度が1級又は				ままリフト装置により入

	2級の者で入浴に介			浴できるもの
	護を要する障害者等			
	(原則として3歳以			
	上の者とする。)			
体位変換	下肢又は体幹に係る	15,000円	5年	障害者等又は介護者が容
器	障害程度が1級又は			易に使用できるもの
	2級の者で下着交換			
	等に介護を要する障			
	害者等(原則として			
	学齢児以上の者とす			
	る。)			
移動用リ	下肢又は体幹に係る	159,000円	4年	介護者が障害者等を移動
フト	障害程度が1級又は			させるため容易に使用で
	2級の障害者等(原			きるもの(天井走行型の
	則として3歳以上の			もの及び設置に当たり住
	者とする。)			宅改修を伴うものを除
				< 。)
訓練いす	下肢又は体幹に係る	33,100円	5年	テーブルが付属されたも
	障害程度が1級又は			Ø
	2級の障害者等(原			
	則として3歳以上の			
	者とする。)			
入浴補助	下肢又は体幹に障害	90,000円	8年	入浴時の移動、座位の保
用具	がある者で入浴に介			持等を補助し、障害者等
	護を要するもの(原			又は介護者が容易に使用
	則として3歳以上の			できるもの(設置に当た
	者とする。)			り工事を伴うものを除
				<.)
便器	下肢又は体幹に係る	手すり付	8年	障害者等が容易に使用で

	1			
	障害程度が1級又は	9,850円		きるもので、手すりを付
	2級の障害者等(原	手すりなし		けることができるもの
	則として学齢児以上	4, 450円		(取替えに当たり住宅改
	の者とする。)			修を伴うものを除く。)
頭部保護	障害者等が、その障	スポンジ及び革	3年	転倒の衝撃から頭部を保
帽	害を原因としたてん	を主材料とした		護できるもの
	かん発作等により転	場合		
	倒を繰り返すもの	12,768円		
		スポンジ、革及び		
		プラスチックを		
		主材料とした場		
		合		
		30,870円		
つえ	平衡機能、下肢又は	木製	3年	T字型又は棒状で、歩行機
	体幹に障害のある障	2,266円		能を補完するもの
	害児等でつえの使用	軽金属製		
	により歩行機能が補	3,090円		
	完されるもの(原則			
	として学齢児以上の			
	者とする。)			
移動・移乗	平衡機能、下肢又は	60,000円	8年	障害者等の身体状況を十
支援用具	体幹に障害のある障			分踏まえたもので、必要
	害児等で家庭内の移			な強度と安定性を有し、
	動に介助を必要とす			転倒予防、立ち上がり動
	るもの(原則として			作の補助、段差解消等が
	3歳以上の者とす			可能となる手すり、スロ
	る。)			ープ等(設置に当たり住
				宅改修を伴うものを除
				⟨。)

特殊便器	上肢に係る障害程度	151,	200円	8年	足踏ペダル等で温水及び
	が1級又は2級の障				温風を出し得るもの(取
	害児等(原則として				替えに当たり住宅改修を
	学齢児以上の者とす				伴うものを除く。)
	る。)				
火災警報	身体の障害程度が1	15,	500円	8年	室内の火災を煙又は熱に
器	級又は2級の障害者				より感知し、音又は光に
	等(火災の感知及び				よって屋外にも火災の発
	避難が著しく困難な				生を知らせることができ
	障害者等のみの世帯				るもの(1世帯に2台を
	又はこれに準ずる世				限度とする。)
	帯に限る。)				
自動消火	身体の障害程度が1	28,	700円	8年	室内温度の異常上昇又は
器	級又は2級の障害者				炎を感知し、自動的に消
	等(火災の感知及び				化液を噴射することで初
	避難が著しく困難な				期火災を消火できるもの
	障害者等のみの世帯				
	又はこれに準ずる世				
	帯に限る。)				
電磁調理	視覚に係る障害程度	41,	000円	6年	障害者等が容易に使用で
器	が1級又は2級の障				きるもの
	害者等(視覚障害者				
	のみの世帯又はこれ				
	に準ずる世帯に限				
	る。)				
歩行時間	視覚に係る障害程度	7,	000円	10年	障害者等が容易に使用で
延長信号	が1級又は2級の障				きるもの
機用小型	害者等(原則として				
送信機	学齢児以上の者とす				

	る。)				
聴覚障害	聴覚に係る障害程度	87,	400円	10年	音声を聴覚、触覚等によ
者用屋内	が1級若しくは2級				り認識できるもの
信号装置	の障害者等又は児童				
	福祉法第4条第1項				
	に規定する乳児を養				
	育している聴覚に障				
	害がある障害者等				
	(聴覚障害者のみの				
	世帯又はこれに準ず				
	る世帯に限る。)				
視覚障害	視覚に係る障害程度	60,	000円	6年	ICタグに登録した音声の
者用音声	が1級又は2級の障				情報を専用機により読み
ICタグレ	害者等(原則として				上げる機能を有し、障害
コーダー	学齢児以上の者とす				者等が容易に使用できる
	る。)				もの
透析液加	腎臓に係る障害程度	51,	500円	5年	透析液を加温し、一定温
温器	が1級又は3級の者				度に保つもの
	で自己連続携行式腹				
	膜灌流法(CAPD)によ				
	る透析療法を行うも				
	0				
ネブライ	身体の障害程度が3	36,	000円	5年	障害者等が容易に使用で
ザー	級以上で、この障害				きるもの
	由来により本用具が				
	必要になった障害者				
	等				
電気式た	身体の障害程度が3	56,	400円	5年	障害者等が容易に使用で
ん吸引器	級以上で、この障害				きるもの

I	1	1						
	由来により本用具が							
	必要になった障害者							
	等							
酸素ボン	医療保険における在		17,	0	0	0 円	10年	障害者等が容易に使用で
ベ運搬車	宅酸素療法を行う障							きるもの
	害者等							
視覚障害	視覚に係る障害程度		9,	0	0	0 円	5年	障害者等が容易に使用で
者用体温	が1級又は2級の障							きるもの
計(音声	害者等(視覚障害者							
式)	のみの世帯又はこれ							
	に準ずる世帯に限							
	る。)							
視覚障害	視覚に係る障害程度		18,	0	0	0 円	5年	障害者等が容易に使用で
者用体重	が1級又は2級の障							きるもの
計	害者等(視覚障害者							
	のみの世帯又はこれ							
	に準ずる世帯に限							
	る。)							
視覚障害	視覚に係る障害程度		9,	7	0	0 円	5年	障害者等が容易に使用で
者用血圧	が1級又は2級の障							きるもの
計	害者等(視覚障害者							
	のみの世帯又はこれ							
	に準ずる世帯に限							
	る。)							
動脈血中	呼吸器機能障害が3	1	57,	0	0	0 円	5年	人工呼吸器等により、呼
酸素飽和	級以上又は同程度の							吸状態を継続的にモニタ
度測定器	身体障害が原因で、							リングすることが可能な
(パルス	医師が必要と認める							機能を有するもの
オキシメ	障害者等	(	60,	0	0	0 円		障害者等が容易に使用で

ーター)				きるもの
発動発電	身体の障害により在	100,000円	6年	介護者が容易に使用でき
機人工呼	宅で常時人工呼吸器			るもの
吸器外部	を使用する障害者等			
バッテリ				
<u> </u>				
携帯用会	音声、言語又は肢体	98,800円	5年	携帯式で言葉を音声又は
話補助装	の機能に障害があ			文章に変換する機能を有
置	り、発声及び発語が			し、障害者等が容易に使
	著しく困難な障害者			用できるもの
	等			
点字ディ	視覚に係る障害程度	383,500円	6年	コンピュータ画面の情報
スプレイ	が1級又は2級の障			を点字等により示すこと
	害者等(日常生活上、			ができるもの
	本装置が必要と認め			
	られ、使用可能な障			
	害者等に限る。)			
点字器	視覚に係る障害程度	標準型	7年	点筆を用いて点字を打つ
	が1級又は2級の障	(1)真ちゅう板製		もの
	害者等	10,712円		
		(2)プラスチック		
		製		
		6,798円		
		携帯用	5年	
		(1)アルミニュー		
		ム製		
		7,416円		
		(2)プラスチック		
		製		

		1,	6 9	9円		
点字タイ	視覚に係る障害程度	63,	1 0	0円	5年	障害者等が容易に使用で
プライタ	が1級又は2級の障					きるもの
_	害者等で就労又は就					
	学しているもの(就					
	労が見込まれる者を					
	含む。)					
視覚障害	視覚に係る障害程度	録音再生	送機		6年	音声等により操作ボタン
者用ポー	が1級又は2級の障	85,	0 0	0円		を覚知し、又は認識でき、
タブルレ	害者等(原則として	再生専用	機			かつ、DAISY方式により録
コーダー	学齢児以上の者とす	35,	0 0	0円		音し、及び記録された図
	る。)					書の再生が可能な製品で
						あって、障害者等が容易
						に使用できるもの
視覚障害	視覚に係る障害程度	99,	8 0	0円	6年	文字情報と同一紙面に記
者用活字	が1級又は2級の障					載された当該文字情報を
文書読上	害者等(原則として					暗号化した情報を読み取
げ装置	学齢児以上の者とす					り、音声信号に変換して
	る。)					出力する機能を有するも
						の
視覚障害	視覚に障害がある者	198,	0 0	0円	8年	画像入力装置を読みたい
者用拡大	で読書器により文字					ものの上に置くと拡大さ
読書器	等を読むことが可能					れた画像及びモニターに
	になるもの(原則と					映し出せるもの(暗所視
	して学齢児以上の者					支援眼鏡を含む。)
	とする。)					
点字図書	主に情報の入手を点	点字図書	- 香花	<u> </u>		点字により作成された図
	字によっている視覚					書
	に障害がある障害者					

	<b>等</b>	Ī				
担登陸宝		A山⇒去→ <del>♪</del>			10年	
視覚障害	視覚に係る障害程度		0.0	οШ	10年	障害者等が容易に使用で
者用時計	が1級又は2級の障	ŕ	30	0 円		きるもの
	害者等(音声式にあ					
	たっては、手指の感	13,	3 0	0円		
	触に障害等があるた					
	めに触読式では解読					
	が困難な者に限る。)					
聴覚障害	聴覚又は発声及び発	71,	0 0	0円	5年	一般の電話器に接続でき
者用通信	語に著しい障害があ					るもので、文字等による
装置	り、コミュニケーシ					通信が可能な機器であっ
	ョン、緊急連絡等の					て障害者等が容易に使用
	ために本装置が必要					できるもの
	と認められる障害者					
	等(原則として学齢					
	児以上の者とする。)					
聴覚障害	聴覚に障害がある者	88,	9 0	0 円	6年	字幕及び手話通訳付きの
者用情報	で、本装置によりテ					聴覚障害者用番組並びに
受信装置	レビの視聴が可能に					テレビ番組に字幕及び手
	なるもの(原則とし					話通訳の映像を合成した
	て学齢児以上の者と					ものを画面に出力する機
	する。)					能を有し、かつ、災害時
						の聴覚障害者向け緊急情
						報等を受信するもの
人工喉頭	喉頭を摘出したこと	笛式			4年	音声機能を補完するもの
	により、音声機能を	5,	1 5	0円		
	喪失した障害者等	(気管カ	ニュ	_		
		レ付きの	場合	は、		
		3, 10	0円	増し		

		とする。	)		
		電動式		5年	
		72,	203円		
埋込型用	音声言語機能障害又	23,	100円		HMEカセット、アドヒーシ
人工鼻	はこれと同等程度の				ブ及びその他の適用品目
	障害と認められる障				であってそれぞれ障害者
	害者等であって常時				等が容易に使用できるも
	埋込型の人工喉頭を				の
	使用している者				
地上デジ	視覚に係る障害程度	29,	000円	6年	地上デジタル放送、災害
タル放送	が1級又は2級の障				時の緊急放送を受信でき
対応ラジ	害者等				るもので、障害者等が容
オ					易に使用できるもの
情報・通信	視覚障害2級以上又	100,	000円		パーソナルコンピュータ
支援用具	は上肢障害2級以上				等を使用する際に必要な
	の障害者等(パーソ				周辺機器やソフトウエア
	ナルコンピュータの				(視覚障害者用ワープロ
	使用により社会参加				ソフト、アプリケーショ
	が見込まれる者に限				ンソフト、画面拡大ソフ
	る。)				ト、画面音声化ソフト、
					インテリキー、ジョイス
					テック等)
ストマ装	腹部に人工肛門を増	8,	858円		蓄便袋
具(ストマ	設した障害者等				
用品、洗腸	腹部に人工膀胱を増	11,	639円		蓄尿袋
用具)	設した障害者等				
紙おむつ	①から④のいずれか	12,	000円		紙おむつ、サラシ、ガー
等	に該当する障害者等				ゼ、脱脂綿
	(①から③は原則と				

1	İ	1
して3歳以上の者と		
する。④は原則とし		
て18歳以上の者と		
する。)		
①ストマの著しい変		
形又はストマ周辺の		
著しい皮膚のびらん		
等によりストマ用装		
具の使用が困難な障		
害者等		
②先天性疾患(先天		
性鎖肛を除く。)に		
起因する神経障害に		
よる高度の排尿機能		
障害又は排便機能障		
害がある障害者等		
③脳性麻痺等脳原性		
運動機能障害によ		
り、排尿又は排便の		
意思表示が困難な障		
害者等		
④常時失禁状態にあ		
り、紙おむつを必要		
とする最重度の知的		
障害がある者で、排		
尿又は排便の意思表		
示が困難かつトイレ		
誘導等の対応におい		
て効果がないもの		

収尿器	 排尿障害(特に失禁	 男性用普通型	1年	排尿機能を補完するもの
	のある場合) により、	7, 931円		
	収尿器を必要とする	男性用簡易型		
	障害者等	5,871円		
		女性用普通型		
		8, 755円		
		女性用簡易型		
		6,077円		
居宅生活	下肢、体幹又は乳幼	200,000円		障害者の居宅生活を円滑
動作補助	児期以前の非進行性			にする用具で、設置に小
用具	の脳病変による運動			規模な改修工事を伴うも
	機能(移動機能に限			Ø
	る。)に係る障害程			
	度が3級以上の者			
携帯用信	聴覚又は音声、言語	20,200円	5年	送信機による合図が、視
号装置	機能障害の程度が3			覚、触覚等により知覚で
	級以上の障害者等			きるもの
	(原則として学齢期			
	以上の者とする。気			
	管切開し、人工呼吸			
	器を装着しており、			
	発声不能で呼吸筋が			
	麻痺している呼吸器			
	機能障害を有する者			
	も含む。)			
視覚障害	視覚に係る障害程度	56,000円	10年	音声による目的物(位置)
者用誘導	が1級又は2級で、			等の確認が可能となるも
装置	音声による誘導を必			の又は超音波等により障
	要とする障害者等			害物までの距離を測り振

					動するもの
車いす用	常時車いすを使用す	260,	000円	15年	地面と屋内床面の高低差
段差昇降	る障害者等				が1m程度の場合で、車い
機					すに乗ったままの状態
					で、昇降が可能なもの
人工内耳	人工内耳を装用して	2,	500円	1月	人工内耳用として使用す
用電池	いる障害者等(電池				る者(充電池及び充電器
	式)				との併用はできないもの
					とする。)
	人工内耳を装用して	30,	000円	3年	人工内耳用として使用す
	いる障害者等(充電				る者(電池式との併用は
	池、充電器)				できないものとする。)

様式第1号(第7条関係)

# 日常生活用具給付等申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

住 所

申請者

氏 名

次のとおり日常生活用具の給付等を受けたいので申請します。

次の	とお	り日常	生活	用具の給付	等を	受け	たい	ので	甲請し	ます	0					
	氏		名				男·	女	生年月	月日		年	月		日(	歳)
対	住		所													
象	身体帳	障害 番	者手 号		県	第			号			年	J	Ħ	日	交付
家	障	害	名								障害	等級				
者	-11											年		1	日	交付
	療育	手帳	番号		県	第			号		障害	等級				
世	氏		名	対象者と の 続 柄	生	年	月	日	職	業	備 (対象	i :者に対	する	介證		考
帯																
0)																
状																
況																
申	請	理	由						添付書	<b></b>	見積	書・その	の他	(		)
		·受け7							•							
		形式		   具(住宅改	(修)											
	535.1B	<b>野川</b> 17	1111917										//. I-I	SHL E		
工	区分居宅生活動作補助用具						月具									
事	1 =	手すり	の取	付け 4 月	没差の	の解れ	肖			1	便器		4	手す	· ŋ	
内	2 £	末又は	道路	面の材料の	変更	5	扉0	)取春	替え かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	2	スロー	ープ				
容	3 1	更器の	取替	え 6 -	その作	也(			)	3	その他	1 (			)	
添付書類 図面・仕様書・その他( )																
同 意 書 日常生活用具の給付等の利用者負担額決定にあたり、私及び同居家族の生活保護決定状況、課税台帳、住民基本台帳を閲覧することに同意します。																
	主 所															

### 様式第2号(第7条関係)

### 日常生活用具給付等決定・却下通知書

第 号 年 月 日

様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付等については、次の とおり決定しましたので通知します。

#### 1 決 定

	7 40						
給付	(貸与)番号	第 号	決定年月	B B	年 月	H	
対象	者氏名		引渡し年。	月日	年 月	日	
給付(貸与)する用具名(形式等)							
名称				電 話			
業者	所 在 地			F A X			
24	基準額 見積額			負担額	支給額		
円 円			ч				
月額負担上限額				円		円	
		I	7				
			-				
注;	意 事 項						

2 却下

(理由)

様式第3号(第7条関係)

	日 常 生 活 月	月 具 給 付 券	È				
発 行 番 号	第	千年月日	年 月 日				
対象者氏名	生	年 月 日 4	手 月 日( 歳)				
住 所		·					
保護者氏名		対象者との続柄					
給付する用具名 (形式、規模等)							
名 称 業 者		電話					
所 在 地		F A X					
基 準 額	見積額	利用者負担額	支 給 額				
円	円						
月額負	担 上 限 額	· 円	円				
	円						
上記のとおり決定する。							
年	月 日	富士見市長	印				
受 領 年 月 日 (居宅生活動作補助		受領者	続柄				
用具は完了日)		氏 名					
添 付 書 類	領収書等・完成写真	<b>等</b>					
	市 確	認欄					
確認年月日	年 月 日	確認職員 職 名 氏 名					
備考	;						

様式第1号(第7条関係)

(平25告示103・令4告示119・一部改正)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

(令4告示119·一部改正)